

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 24 年 7 月 13 日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第 133 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 9 号中「住所」を「住所（法定代理人が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）」に改め、同条第 2 項第 7 号中「写し」を「写し（法定代理人が法人である場合には、その定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し）」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第 15 条の 2 市長は、法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第 2 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当しないときは、同条第 5 項第 3 号の環境省令で定める基準に適合しないものとして、当該許

可又は当該許可の更新を行わないものとする。ただし、し尿、犬、猫等の死体その他市長が別に定めるものの収集運搬業の許可又は許可の更新については、この限りでない。

- (1) 大阪府内に事業所を有し、排出者との契約及び連絡、苦情対応等を速やかに行うことができる者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 2 第 1 号イに規定する運搬車を 2 台以上有する者その他分別収集を確実にできる能力を有する者

2 市長は、法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第 2 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第 5 項第 4 号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が前号に該当するもの
- (3) 法人でその役員又は政令第 4 条の 7 に規定する使用人のうちに第 1 号に該当する者のあるもの

(4) 個人で政令第4条の7に規定する使用人のうちに第1号に該当する者の  
あるもの

第17条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

第18条第1項第8号中「住所」を「住所（法定代理人が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）」に改め、同条第2項第5号中「写し」を「写し（法定代理人が法人である場合には、その定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処分業の許可の基準）

第18条の2 市長は、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者が第15条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、法第7条第5項第4号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。

第19条第2項中「前条第2項第4号」を「第18条第2項第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

第32条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条第 1 項第 9 号中「住所」を「住所（法定代理人が法人である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定による許可を受けている者については、当該許可の効力が失われ、又は当該許可についてこの規則の施行後における最初の更新を受けるまでの間は、市長は、その者がこの規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第 15 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当しないことを理由として法第 7 条の 3 の規定による事業の停止の命令又は法第 7 条の 4 第 2 項の規定による許可の取消しを行わないものとする。